国際金融トピックス

No.63 2003年11月21日

ASEM (アジア欧州会合)Task Force の意義

総務部長兼開発経済調査部長 孕石 健次

2003 年 5 月に ASEM Task Force の第一回目の会合がマドリッドで開催された。日本からは当研究所より行天理事長がメンバーとして参加すると共に、アジア側事務局として筆者が参加した。 ASEM Task Force は 2002 年 9 月にコペンハーゲンで開催された第 4 回 ASEM サミットにおいいてその設立が合意されたもので、ASEM メンバー国を代表する著名な有識者により構成される民間ベースの賢人会議である。 Task Force は「貿易、投資、金融」の 3 分野について両地域の一層緊密な協力を促進するための具体的な提言を、2004 年 10 月にハノイで開催される。

第 5 回 ASEM サミットに提出することを求められている。第 1 回 Task Force 会合においては、アジア側から 10 名、欧州側から 7 名のメンバーの就任、欧州側とアジア側それぞれ 1 名の共同議長の選任(行天理事長がアジア側共同議長に就任)、欧州側とアジア側にそれぞれの事務局の設置などが決定されると共に、Task Force で議論すべき具体的テーマの洗い出しを行った。その後、7 月に開催された ASEM 閣僚会議で Task Force から中間報告を行った。これに引き続く 9 月には東京で第 2 回 Task Force 会合を開催、最終報告書に盛り込まれる具体的提言に繋がる諸問題に関し活発な意見交換が行われた。次回会合は 11 月にフランクフルトにて開催される予定で、さらに、2、3 回の会合を重ね来年の第 5 回 ASEM サミットに向けて提言を纏めていくことになる。

このようにして活動を開始した Task Force の意義は以下のような点にあると考えられる。

ASEM は政府レベルの地域間の対話と協力推進のためのフォーラムの一つとして 96 年に発足したが、その目的として「アジア、北米、欧州の三角関係の中で比較的関係が希薄であったアジアと欧州の関係を強化する」(外務省)ことが謳われている。その後、9 年を経てサミットも 4 回開催されて来たが、同様の地域間フォーラムである APEC と比較して、公式な事務局を持たないことや ABAC(APEC ビジネス諮問委員会)のような民間ベースの活発なフォーラムを持たないことなどもあり、対話が具体的な地域協力に結びつかない ASEM の限界が認識され始めている。98 年の第 2 回サミットではアジア欧州間の地域協力の将来ビジョンを策定するため有識者より構成される「ビジョングループ」が組成され、1 年近くの議論の末、大部の報告書が纏められたが、31 項目の提言の実現は図られていない。Task Force の課題はこのような ASEM の現状を踏まえ、地域

間協力推進のための実行可能な具体的提言を行うことである。提言の範囲は「貿易、投資、金融」と多岐に亘っているが、筆者は「ビジョングループ」の轍を踏まないためにも、少数のフォーカスした現実的提言を行う必要があると考えている。また、地域間対話にあっては、地域間でのギブアンドテークが原則であることは当然ではあるが、先進地域であり、且つ、過去アジアの植民地の宗主国であった欧州と日本を除くアジアとの関係には特別な配慮が必要である。

97 年のアジア通貨危機において域内協力強化の必要性と、世界経済の第三の極としてのアジア地域の重要性に目覚めたアジアにとって、一歩進んで地域統合を達成した欧州の経験は非常に重要である。このようなことから、Task Force の提言の中には欧州のアジアに対する具体的なコミットメントを求めたい。筆者は ASEAN+3 で議論が進んでいる「アジア債券市場構想」に関連して、ドル、円、ユーロから構成される「バスケット通貨建て債券市場構想」と、インフラ面でこれを支える欧州からアジアに対する「技術支援プログラム」、更に、ASEM メンバー国の資金拠出による「ASEM 債券ファンド構想」を Task Force に提示したいと考えている。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs(財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2 電話: 03-3245-6934 (代) ファックス: 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp
URL: http://www.iima.or.jp